

改 正 後	改 正 前
標題のことにについて、国税通則法（以下「通則法」という。）第68条第3項又は第4項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。 （趣旨） 源泉所得税の重加算税の徴収に関する取扱基準の整備等を図ったものである。 記 第1 徴収基準 （<u>隠蔽</u>又は仮装に該当する場合） 1 通則法第68条第3項に規定する「事実の全部又は一部を<u>隠蔽</u>し、又は仮装し」とは、例えば、次に掲げるような事実（以下「不正事実」という。）がある場合をいう。 （1） いわゆる二重帳簿を作成していること。 （2） 帳簿書類を破棄又は隠匿していること。 （3） 帳簿書類の改ざん（偽造及び変造を含む。）、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証ひょう書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行っていること。 （4） 帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、源泉徴収の対象となる支払事実の全部又は一部を<u>隠蔽</u>していること。 2～4 （省略） 第2 <u>重加算税を課す場合の留意事項</u> （通則法第68条第4項の規定の適用に当たっての留意事項） 5 <u>通則法第68条第4項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</u> （1） <u>通則法第119条第4項の規定により重加算税の全額が切り捨てられた場合には、通則法第68条第4項に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」に該当しない。</u> （2） <u>源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税とそれ以外の所得税及び復興特別所得税は同一税目として取り扱わない。</u> 第3 重加算税の計算 （重加算税額算出の基礎となるべき源泉所得税及び復興特別所得税の税額の計算） 6 源泉所得税及び復興特別所得税が納付漏れとなった給与等又は退職手当等の金額のう	標題のことにについて、国税通則法（以下「通則法」という。）第68条第3項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。 （趣旨） 源泉所得税の重加算税の徴収に関する取扱基準の整備等を図ったものである。 記 第1 徴収基準 （<u>隠ぺい</u>又は仮装に該当する場合） 1 通則法第68条第3項に規定する「事実の全部又は一部を<u>隠ぺい</u>し、又は仮装し」とは、例えば、次に掲げるような事実（以下「不正事実」という。）がある場合をいう。 （1） （同左） （2） （同左） （3） （同左） （4） 帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、源泉徴収の対象となる支払事実の全部又は一部を<u>隠ぺい</u>していること。 2～4 （同左） （新 設） 第2 重加算税の計算 （重加算税額算出の基礎となるべき源泉所得税及び復興特別所得税の税額の計算） 5 （同左）

改 正 後	改 正 前
ちに、不正事実に係るものとその他のものがある場合には、重加算税の基礎となる税額は、当該不正事実に係るものをその他のものに上積みして計算した場合の当該不正事実に係るものに対応する増差税額によることに留意する。	